

# 陳情第 1 号

川崎市教育長殿

教育委員会会議規則（昭和 59 年 9 月 29 日教委規則第 6 号）第 16 条 1 項並びに川崎市教育委員会請願等取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日教育次長決裁 28 川教庶第 530 号）第 2 条の規定に基づき、川崎市教育委員会に対して、以下の陳情を行うものである。

提出年月日：平成 30 年 6 月 1 日

陳情の件名：「IC タグを利用した登下校メール送信システム機器の設置に伴う教育財産管理上の手続き」に係る要望について

陳情の趣旨及び理由：平成 13 年に大阪府池田市で発生した小学校での殺傷事件を契機に児童の安全確保に関しては格段の注意が払われるようになってきている。川崎市内でも中学生が被害者となる殺人事件が発生するなどしており、近年の児童を取り巻く環境はより一層厳しさを増している。児童を川崎市立小学校に通わせる保護者も児童の安全確保に関しては格段の注意を払っており、登下校中の児童の安全確保方策を日々模索していることと想像するものである。

近年の ICT 技術の進展により、児童に小型の IC タグを携帯させ、校門に設置されたトリガーコイルと呼ばれる自動読み取りアンテナを通過するだけで、保護者に児童が校門を通過した旨の電子メールを配信するシステム及びそのシステムを利用するサービス（以下、「当該サービス」という。）が民間企業の主体により提供されてきている。

川崎市内では、新城小学校や宮内小学校など（以下、「新城小学校等」という。）で当該サービスに係る機器を PTA が導入し、学校長の了解のもとに設置されていると仄聞している。当該サービスに係る機器を設置するためには、①学校施設にかかる設備等設置届に必要事項を記入し、②学校長の同意を得て、③教育委員会教育環境整備推進室管理担当まで提出することが求められている。また、④当該機器に係る電気使用量については、受益者負担とし、各年度末に教育委員会が定める電気料相当額約 5 千円から 6 千円程度を学校長から PTA に対して請求するものとされています。

上記④電気料相当額については、川崎市教育財産管理規則（昭和 45 年 4 月 4 日教委規則第 9 号）第 20 条「使用者は、その使用に係る教育財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。」の規定に基づくものと考えられるが、④電気料相当額「約 5 千円から 6 千円程度」とされている根拠は明らかになっていない。新城小学校等で導入されている当該サービスに係る機器については、使用電氣量を測定する測定器が備えられておらず、正確な電気料を把握することが困難であり、川崎



市教育財産管理規則第 20 条の規定を遵守することができない。

④電気料相当額「約 5 千円から 6 千円程度」が実際に使用した電気料に満たない場合には、川崎市教育財産管理規則第 20 条に違反することとなり、PTA による公費の横領にあたり、公費返還訴訟の対象になる懸念が捨てきれない。一方、④電気料相当額「約 5 千円から 6 千円程度」が実際に使用した電気料を超えている場合には、使用電気料を超えた部分は寄附に相当するため、川崎市立義務教育諸学校寄附取扱規則（昭和 44 年 5 月 27 日教委規則第 5 号）第 2 条（1）あるいは地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第 4 条の 5 の割当的寄附金等の禁止に該当し、学校長が当該規則違反あるいは法律違反を犯す懸念が捨てきれない。

よって、PTA 及び学校長が上記規則違反等を犯すことなく当該サービスを導入できるようにするために、川崎市教育委員会において、④電気料相当額「約 5 千円から 6 千円程度」が実際に使用した電気料に満たない場合及び実際に使用した電気料を超えている場合であっても、「川崎市教育財産管理規則」、「川崎市立義務教育諸学校寄附取扱規則」、「地方財政法」いずれの違反にも該当しないことを確認し、川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室施設マネジメント担当課長から各小学校長宛に、④電気料相当額「約 5 千円から 6 千円程度」が実際に使用した電気料に満たない場合及び実際に使用した電気料を超えている場合であっても、「川崎市教育財産管理規則」、「川崎市立義務教育諸学校寄附取扱規則」、「地方財政法」いずれの違反にも該当しないことを明文化し文書で通知することを要望するものである。また、希望する川崎市内の小学校の PTA には当該文書の写しを配布することを要望するものである。

以上陳情いたします。

陳情者の住所・氏名・日中の連絡先：

住所 川崎市麻生区

氏名 西 晴樹

日中の連絡先

